

# 自立支援教育訓練費用の助成

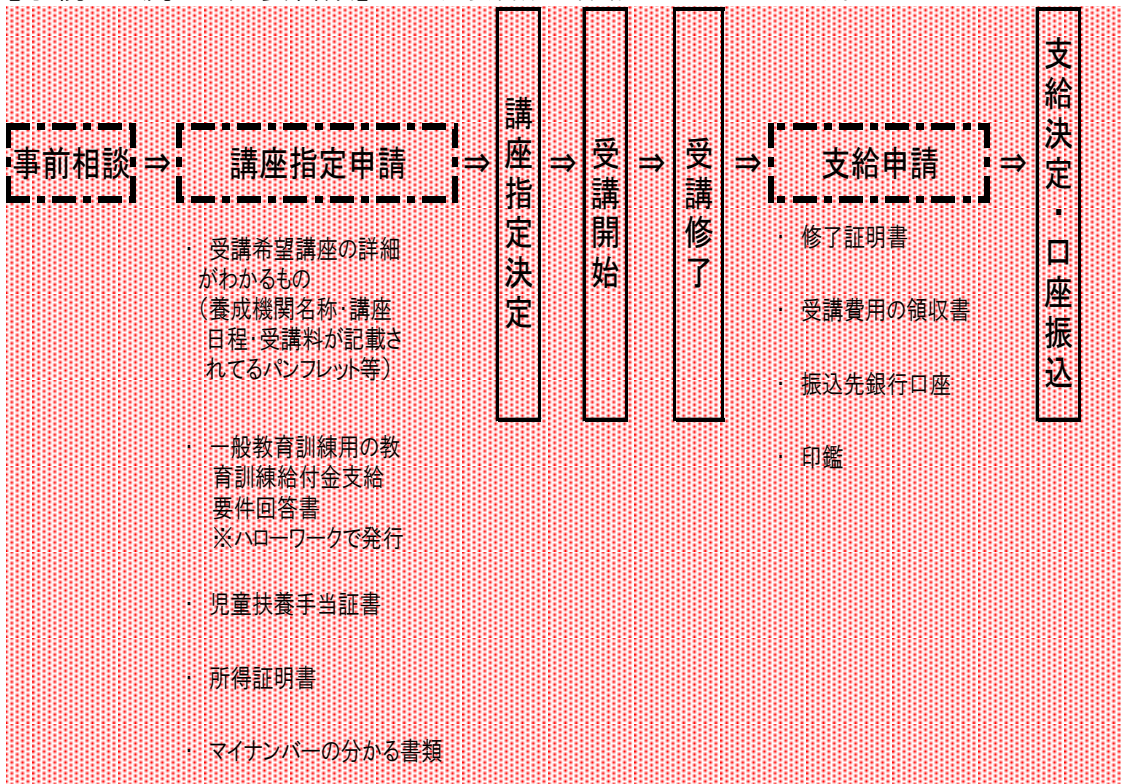
就職に必要な知識や技能を習得するために指定教育訓練講座(注1)を受講する場合、講座修了後に、受講費用のうち6割に相当する額を助成します。

雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付(費用の2割:上限10万円)の支給を受けた上で、費用の4割を助成します。

※受講費用が12,000円以下は対象外、上限20万円

【対象者】 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にある方(注2)

【手続きの流れと必要書類】 ※必要書類は省略できるものもあります。



※注1 厚労省HP『教育訓練給付制度検索システム』で検索。

※注2 講座指定申請の際、所得の確認をします。また支給申請の際、再度所得を確認し、所得超過だった場合は支給非該当になります。

不明な場合は、**こども家庭支援センター**までお問い合わせください。

【相談・窓口】 **こども家庭支援センター 047-351-7698**